

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様に最高の満足と集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかる」という存在理念のもと、持続的な成長並びに企業市民としての社会的な存在価値及び中長期的な企業価値を向上させることを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。

本基本方針は当社のコーポレートガバナンスの考え方や枠組みを示した全ての役職員の行動の指針として、最良のコーポレートガバナンスを実現してまいります。

本基本方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

https://www.syataku.co.jp/pdf/governance_20181214.pdf

【基本精神・存在理念・経営理念・ネットワーク理念】

ビジョナリー・カンパニー創造のために

■基本精神■

愛と誠と調和

■存在理念■

お客様に最高の満足と、集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかります。

■経営理念■

1. コンプライアンスのもとに開かれた透明性の高い企業活動を通じて、信頼される企業市民を目指します。
2. 時代の変化にしなやかに対応し、常に革新し続ける情熱と向上心、創造性ある経営に挑戦します。
3. パートナーとともに顧客思考に徹したサービスの創造と公明正大な利益を追求し、企業活動を通じて、住みよい豊かな暮らしと経済・社会の発展に貢献します。

■ネットワーク理念■

同じ志をかげ、お互いに“共に咲く喜び”を分かち合える価値創造のネットワークを追求します。

【サンネクスタグループ行動規範】

わたしたちは、サンネクスタグループの経営理念に基づき、企業の社会的責任を深く自覚し、常に高い倫理観と社会的良識をもって行動し、サンネクスタグループが社会から信頼される会社として評価され、持続的に発展するように努めます。

1. 法令遵守

わたしたちは、法令及びルールを遵守し、社会的規範にもとることのないよう、誠実かつ公正に企業活動を遂行します。

2. 基本的人権の尊重

わたしたちは、人権を大切にする精神を培い、人種、国籍、宗教、思想、性別、年齢、社会的身分、身体的・精神的障害などを理由とする差別や人権侵害を行いません。

3. 顧客の信頼獲得

わたしたちは、市場における自由な競争のもと、顧客思考に徹した新しいサービスの創造に努め、ニーズにかなう商品やサービスを提供するとともに、正しい情報を提供し、顧客の信頼を獲得します。

4. 取引先との関係

わたしたちは、取引を通して価値観を共有し、信頼関係を築き高め、相互の発展に努めます。

5. ステークホルダーの理解と支持

わたしたちは、公正かつ透明な企業経営により、ステークホルダーの理解と支持を得ます。

6. 多様性を受容する互いの関係

わたしたちは、サンネクスタグループの一員として連帯感を持ち、互いの自己能力の再発見・向上と能力発揮を促進します。そして多様性を認め合いながら活力を発揮し、高め合えるような環境づくりを行います。

7. 社会とのコミュニケーション

わたしたちは、広く社会とのコミュニケーションを図るために社会の要求に耳を傾け、必要な情報を積極的に開示します。

8. 情報の厳正な管理

わたしたちは、個人情報や顧客からお預かりする情報等を厳正に管理します。

9. 政治・行政との関係

わたしたちは、政治・行政と健全かつ透明な関係を維持します。

10. 反社会的勢力への対処

わたしたちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持ちません。

11. 地域社会との共生

わたしたちは、地域の発展と快適で安全な生活に資する諸活動に協力するなど、地域社会との共生を目指し行動します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2. 株主総会における権利行使】

補充原則1－2－4

当社は、インターネットによる議決権の電子行使は実施していますが、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家持株比率や外国人持株比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集ご通知の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家持株比率や外国人持株比率が大きく増加した場合には、また、長期保有・安定的な外国人株主の増加を目的として、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集ご通知の英訳を検討してまいります。

【原則3－1. 情報開示の充実】

補充原則3－1－2

今後、外国人持株比率が大きく増加した場合には、また、長期保有・安定的な外国人株主の増加を目的として、合理的な範囲内において英語での情報開示・提供することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4. 政策保有株式】

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第4条(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)を定め、ホームページに開示しております。なお、政策保有株式(2銘柄)においては、2019年6月期上期の当社取締役会において、具体的に精査した結果、継続保有することといたしました。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社は、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、経済合理性、資本コストとの対比等を総合的に勘案し、政策保有株式を取得し保有する。

- 2 各担当執行役員は、定期的にその状況を確認し、取締役会に報告する。取締役会は、個別銘柄ごとに資本コスト等を踏まえた投資の妥当性及び経済合理性の判断を行い、保有の妥当性が認められない株式については縮減を進める。
- 3 政策保有株式に係る議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するかという観点から、業績や取引関係等の基準を踏まえ判断する。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条(関連当事者との取引に関する基本方針)を定め、ホームページに開示しております。取締役及び主要株主等との利益相反取引は取締役会での審議・決議を要することとしております。

取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集ご通知や有価証券報告書に記載し、ホームページに開示しております。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、当社がアセットオーナーとなる企業年金制度はありません。

【原則3－1. 情報開示の充実】

- (i) 基本精神・存在理念・経営理念・ネットワーク理念、並びにグループの成長領域及び目指す姿・戦略、中期経営計画をホームページに開示しております。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、コーポレートガバナンス体制、時代の変化に対応したコーポレートガバナンス体制の強化(沿革)等をホームページに開示しております。
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きに関しては、独立社外取締役はじめ社外役員を構成員とする社外役員会議から助言を得て、取締役会で決定しており、株主総会招集ご通知や有価証券報告書に記載し、ホームページに開示しております。
- (iv) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについては「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第15条(取締役の資格及び指名手続等)並びに第18条(監査役の資格及び指名手続等)に定め、ホームページに開示しております。経営陣幹部の選解任については、取締役会決議としております。
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明は株主総会招集ご通知に記載し、ホームページに開示しております。経営陣幹部の選解任については取締役会決議後速やかにホームページに開示しております。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4－1－1

当社は、取締役会において決議を要する事項について法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により、項目ごとに金額基準等を定め、取締役会付議基準を定めております。

経営各階層が決定すべき事項については、社内規程でその権限基準を定め、各職位の職務権限を明確にしております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、ホームページに開示している「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条（取締役会の構成）に則り、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い独立社外取締役を2名選任しております。当社は、取締役会における議論の質及び経営判断の有効性を高める仕組みとして、独立社外取締役から取締役の指名手続や報酬決定への助言を得るなど、取締役による業務執行の監督機能を向上させる旨、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第12条（独立社外取締役の役割）で定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法並びに東京証券取引所が定める基準をもとに、当社の独自の要件（「独立判断基準」に記載）を定め、ホームページに開示しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

当社は、企業規模等を勘案し、定款において取締役の員数を10名以内とし、コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条（取締役会の構成）において、そのうち2名以上は独立社外取締役とする旨明記し、併せて、同方針第15条に取締役の資格及び指名手続等を記載し、ホームページに開示しております。

（取締役の資格及び指名手続等）

第15条 当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならない。

2 当社は、取締役会を構成する者の多様性に配慮する。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-2

取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り向けるべく、当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第20条（社外役員の兼任制限）で社外取締役及び社外監査役の兼任数の制限を明記し、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況を株主総会招集ご通知及び有価証券報告書に記載し、ホームページに毎年開示を行っております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-3

当社は、取締役会の実効性を維持し機能向上を図ることを目的として、前年度に続いて、「取締役会の実効性評価」（以下「実効性評価」といいます）を実施し、その結果の概要をホームページに開示しました。（2018年7月13日）

1. 実効性評価の結果

当社においては、コーポレートガバナンスを重要視する経営を実践しており、コーポレートガバナンス・コード（以下「CGC」といいます）をはじめとするコーポレートガバナンスの要請を概ね充たしており、取締役会の実効性は発揮されているという評価に至りました。

なお、分析の結果、改善していくべきこととして以下の事項が挙げられました。

（1）取締役会運営のさらなる品質及び効率の向上

常勤取締役を中心に育成観点を踏まえ、付議事項・報告事項においてさらに論点を明確にした提案説明、簡潔で適切な資料作成に努める。

（2）子会社も含めた、取締役・監査役への教育の充実

子会社増加も踏まえ、個社ごとの内部統制充実はもちろんのこと、グループガバナンスの強化が一層重要となっており、子会社役員も含めて共通の価値観とガバナンスレベルの向上に資する教育を充実させていく。

2. 今後の対応

当社は、今回の実効性評価の結果を踏まえ、改善に向けて鋭意取り組むことにより、取締役会の実効性及び機能の向上を図ってまいります。今後は、第三者による評価（外部評価）等も視野に入れて、さらに、評価プロセスの客観性・透明性等を高めるとともに、成長戦略を支える取締役会のあるべき姿に近づけるべく実効性向上を図ってまいります。

3. 実効性評価の方法

前回（2016年度）は、CGC内容に当社独自の質問を加えたアンケート（質問票）に常勤取締役が回答しました。その回答理由の明確化を目的として代表取締役が全員に個別インタビューを実施し、その結果を独立社外取締役及び監査役会メンバーで構成する社外役員会議で吟味のうえ、取締役会で分析・審議し評価を実施しました。

今回（2017年度）は、常勤取締役全員で、評価方法を論議し、また各人による実効性評価をした後、実効性についてフリー・ディスカッションを行いました。それらを踏まえ、評価方法については、より客観的な視点での分析・評価を目的として、常勤監査役が社外取締役及び社外監査役に対してヒアリングを個別に実施いたしました。継続して取締役会の実効性向上に向けたPDCAサイクルを回していくために、ヒアリングでは、前回評価で認識した「今後改善すべき点」への対応状況の確認（フォローアップ）も行いました。

そのヒアリング結果を、代表取締役社長をはじめとする常勤役員を中心に審議しました。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第21条（取締役及び監査役の研鑽・研修）に取締役・監査役に対するトレーニングの方針を記載し、ホームページに開示しております。

当社は、新任者へのトレーニングや既存事業等のレクチャー等情報提供の機会を十分に設けていますが、今後、急速な環境変化の中で、専門性の高い分野について、役員全員の知識等の底上げの機会を設けてまいります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い投資家等の意見や要望を経営に反映させることが、当社の成長のために重要と認識しております。

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3条（株主の平等性の確保）、第27条（株主との対話）に定め、ホームページに開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	877,000	8.18
笹 晃弘	787,300	7.34
株式会社ベネフィット・ワン	778,000	7.26
長友 孝祥	633,800	5.91
SUNNEXTAグループ従業員持株会	320,700	2.99
KBL EPB S. A. 107704	254,100	2.37
永井 詳二	222,200	2.07
東京海上日動火災保険株式会社	180,000	1.68
DBS BANK LTD. 700152	174,700	1.63
正木 秀和	172,000	1.60

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

上記大株主の他、自己株式が1,146,490株（2018年12月31日現在）あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長山 宏	他の会社の出身者											
青淵 正幸	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

長山 宏	○	独立役員に指定しております。 <略 歴> 1980年4月 阪和興業株式会社入社 1991年2月 三優監査法人 1997年2月 三優ビーディーオーコンサルティンク株式会社(現株式会社カクシン)取締役 2003年6月 同社代表取締役 2008年11月 同社取締役 2009年9月 同社代表取締役(現任) 2010年9月 当社社外監査役 2014年9月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科特任講師(現任)	<選任理由> 当社の理念をはじめとする価値基準に共感し、当社企業活動全般について関心を持っており、当社の経営活動の監督をお願いしております。 また、会社経営者及び公認会計士・税理士としての豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと判断し、選任しております。 <独立役員指定理由> 当社と長山宏氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。
青淵 正幸	○	独立役員に指定しております。 <略 歴> 1996年4月 信州短期大学経営学科助手 1997年4月 信州短期大学経営学科専任講師 2001年4月 信州短期大学経営情報学科 専任講師 2003年9月 新潟国際情報大学情報文化学部 助教授 2007年4月 立教大学経営学部 ビジネスデザイン研究科 准教授(現任) 2015年9月 当社社外取締役(現任)	<選任理由> 当社の理念をはじめとする価値基準に共感し、当社企業活動全般について関心を持っており、当社の経営活動の監督をお願いしております。 また、長年にわたる企業価値評価の研究や株主価値の分析等に携わり、幅広い知識と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと判断し、選任しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 <独立役員指定理由> 当社と青淵正幸氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

- (1) 監査役は、期初に監査法人の監査日程計画書を提出いただき、監査概要を認識のうえ、期中監査、期末監査など、監査法人による監査報告会に必ず出席し、当社の会計上の問題点を把握することにしております。
- (2) 監査役は、通常の監査法人との連絡調整を必要の都度行っております。
また、個別の問題については監査役会に会計監査人の出席を求め、友好的に連携できる関係を保っております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

当社の内部監査については、内部監査部門である内部監査室が社長直属の機関として機能しており、現在は担当者2名が専従しております。内部監査室は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の向上に資することを目的として、事業年度毎に作成される内部監査計画に基づく監査と、社長特命による臨時の内部監査を実施しており、常勤監査役と連携しております。

監査役会は、提出日現在において常勤監査役2名(うち社外監査役1名)と非常勤監査役2名(社外監査役2名)の計4名で構成され、取締役からの報告、取締役会をはじめとした監査役が出席するその他会議の内容や、内部監査室との連携等により、取締役及び取締役会の業務執行を監視しております。

また監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役の職務分担に基づき監査を実施し、期末において各監査役の報告に基づき監査意見を形成しております。

なお、監査役の笹本憲一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮川 洋一	他の会社の出身者													
中西 康晴	弁護士													
笹本 憲一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮川 洋一	○	独立役員に指定しております。 <略歴> 1982年4月 味の素(株)入社 1992年9月 味の素ベトナム(有)販売部長 2009年7月 味の素(株)川崎事業所次長 兼総務エリア管理部長 2013年7月 味の素エンジニアリング(株) 取締役常務執行役員 2017年7月 当社監査役付顧問 2017年8月 (株)スリーS監査役(現任) 2017年9月 クラシテ(株)監査役(現任) 2017年9月 当社常勤社外監査役(現任)	<選任理由> 長年にわたりグローバルに展開している上場企業においてグループ会社の管理部門の責任者としての知識・経験と会社経営者としての実績があり、その経験と知見により、当社取締役の職務執行の監査機能を十分に果たしていただけのものと判断し、選任しております。 <独立役員指定理由> 当社と宮川洋一氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 同氏は、当社株式を所有しておりません。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。

中西 康晴		<略歴> 1980年4月 弁護士登録 市川照己法律事務所勤務 1983年4月 小林・中西法律事務所開設 1992年4月 中西法律事務所開設 1998年10月 当社社外監査役(現任) 2000年4月 扶桑合同法律事務所パートナー(現任)	<選任理由> 弁護士として、企業法務全般はもとより、M&A関連業務及び労働法関連において高い知見を有しており、実質的かつ客観的な経営監視が可能であると判断し、選任しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
笹本 憲一	○	独立役員に指定しております。 <略歴> 1977年9月 日本大学講師 1980年6月 監査法人中央会計事務所入所 1992年9月 同所社員就任 1998年9月 同所代表社員就任 2007年7月 監査法人A&Aパートナーズパートナー就任 2014年9月 当社社外監査役(現任) 2016年10月 公認会計士笹本憲一事務所代表(現任) 2018年6月 ㈱東葛ホールディングス社外監査役(現任)	<選任理由> 公認会計士及び税理士の資格を有しており、大手監査法人等での豊富な監査業務の経験に加え、客観的・中立的な監査業務が期待されることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 <独立役員指定理由> 当社と笹本憲一氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 同氏は、当社株式を所有しておりません。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬として、取締役の業績評価につき一定の基準を設け、その状況を諮問委員会(社外役員会議)にかけ、各取締役の報酬額を決定しております。

また、ストックオプション報酬、譲渡制限付株式報酬においては、一定のインセンティブ性を高め株式を支給し、中長期的な業績向上と株主様と一層の価値共有を図ることを想定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

上記「該当項目に関する補足説明」に同じ

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

取締役等に1億円以上の報酬の者がいないため、個別開示を実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は基本報酬及び株式報酬型ストックオプションから構成され、連結ベースの業績及び本人の貢献度を踏まえ決定しております。なお、基本報酬は、固定部分と前連結会計年度の業績に対する変動部分で構成されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役としての適切な意見表明及び判断に資するべく、取締役会事務局(総務グループ)は、取締役会の開催にあたり、当該取締役会付議案件にかかる資料を事前に配布し、必要に応じて説明を行っております。そのほか、社外取締役及び社外監査役の要求に基づき、必要な情報の提供や閲覧できる環境を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行について

当社は、企業統治(コーポレート・ガバナンス)に関して、公正な経営を実現することを優先課題としております。取締役会・監査役会・会計監査人による監督・監査など法律上の機能に加え、経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定及び業務執行を可能とする組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役のほか、監査役会及び会計監査人を設置しております。それ以外の機関として、経営会議、委員会(内部統制委員会、リスク管理委員会他)を設置しております。

1) 取締役会(月1回開催)

経営の意思決定を迅速に行うために、取締役の定員を10名以内とし、「企業価値向上」のための経営方針、事業計画、組織及び財務状況等の施策や業務執行に関する重要事項について、法令・定款の定めはもとより、コーポレート・ガバナンス・コード等をふまえた取締役会規程に基づいて決定を行うとともに、当社及び子会社の業務執行状況の確認、監督に努めております。

2) 経営会議(月2回開催)

主に取締役会メンバー(うち、1回は部門マネージャーが参加)で構成し、方針の伝達・徹底、業務成果の検証、問題点の把握など、情報の共有化を図るとともに、経営及び業務執行に関する重要な事項について審議し、または報告を受け、審議事項については、経営会議構成員が審議を尽くし、合議の上で決定しております。

また、内部統制の状況を経営的視点から、組織が健全かつ効率的に運営され各部署が定めた所定の基準や手続きに基づいて管理・監視ができていないかを牽制し、コンプライアンス意識の向上につなげるための機構としております。

3) 監査役会(月1回開催)

監査役4名(うち3名は社外監査役)で構成され、監査役会規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行の監視、監査を行っております。

4) 内部統制委員会(年4回開催)

主に取締役会メンバーで構成し、内部統制の状況を経営的視点から、組織が健全かつ効率的に運営され、各部署が定めた所定の基準や手続きに基づいて管理・監視ができていないかを牽制し、コンプライアンス意識の向上につなげるための活動を行っております。

5) リスク管理委員会(四半期に1回開催)

当社の持続的成長を図ることを目的に、主に部門マネージャーで構成され、組織目標の達成を阻害する要因であるリスクを識別・分類・分析し、リスクがもたらす影響や発生可能性を考慮して、回避・低減・移転・受容等の対応を明確にすることを基本としております。なお、全社リスク管理委員会の下部組織として、各部門の運営により、部門リスク管理委員会を毎月1回開催し、モニタリング活動を中心に行っております。

6) グループ経営会議(月1回開催)

グループ各社の常勤役員で構成され、グループ役員全体の共通価値観の醸成、情報格差の抑止、内部統制水準の共有と相互監督を目的に、各社の常勤役員にて、共通する方針や取組みの共有や意見交換を行っております。

2. 外部会計監査人について

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任 あずさ監査法人と契約しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。2018年6月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務報酬に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩出 博男
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和久 友子
補助者 会計士5名、その他5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. 現状の体制を採用している理由

当社は、監査役設置会社として、取締役(10名、うち社外取締役2名)による緊密な連携と迅速な意思決定により取締役会の活性化を図り、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を推進しております。

社外監査役(3名)の充実に客観的・中立的監視のもと、これまで実施してまいりました諸施策が実効を上げており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

独立役員としては、社外取締役2名及び社外監査役2名を指名し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

(1)各監査役は法令、財務・会計、企業統治等に関する専門的な知見を有しており、経歴、経験、知識等を活かした適法性の監査に留まらず、客観的な立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っております。

(2)常勤監査役2名は、社内業務全般に精通しており経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に参加し経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行う等の確かな分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めております。

〈ご参考〉当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとはしない。

a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

- (1)当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員である者
- (2)当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員であった者

b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先、若しくはその業務執行者

- (1)当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引(売上高、仕入高、収益)の過半数を占める取引先、その業務執行取締役、執行役、社員である者
- (2)当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引(売上高、仕入高、収益)の過半数を占める取引先の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- (3)当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先)、その業務執行取締役、執行役、社員である者
- (4)当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先)の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- (5)当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の融資取引を有する金融機関の業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者

c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

- (1)当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去2年間に受けていた者
- (2)前(1)が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者

d. 当該会社の主要株主

- (1)当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主(主要株主)、その業務執行取締役、執行役、社員である者
- (2)当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主(主要株主)の業務執行取締役、執行役、社員であった者

e. 最近において上記aからdに該当していた者

- (1)判断時点の過去1年間に於いて、上記aからdに該当していた者

f. 近親者

- (1)上記aからeに該当する者の2親等以内の親族
- (2)当社及び子会社の取締役、マネージャー以上の社員である者の2親等以内の親族
- (3)判断時点の過去1年間に於いて、前(2)に該当していた者

g. 在任期間

- (1)社外取締役または社外監査役としての就任期間が、継続して9年間を超える者

2. 経営監視機能の強化に係る具体的な体制及び実行状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針第7項から第11項に規定しておりますとおり、以下の体制を整備、確保しております。

- ・当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

また、各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務担当取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めております。

従って、当社は、監査役及び監査役会(定員4名)による独立・公正な立場で、取締役の職務執行に関する有効性及び効率性の検証を行い、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。

以上のことから、現状の監査役及び監査役会が実効を伴って機能しており、株主からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できると判断して、当面、現状のガバナンス体制を維持することとしております。

3. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断し、上記体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第20期定時株主総会においては、株主総会開催日の4週間前にあたる2018年8月31日に発送(同8月22日にWeb開示)しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、携帯電話及びスマートフォンによる行使が可能となっております。
その他	株主総会招集ご通知では、役員選任議案に関し、顔写真や選任理由の掲載を行っております。また、株主総会の事業報告や中期経営計画をビジュアル化し、当社の経営方針などを一般株主に対し、よりわかりやすく伝えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、2005年9月2日、東証マザーズ市場に上場以降、年度決算に対しては毎年9月初旬、第2四半期決算に対しては毎年3月初旬、年間2回の決算説明会を開催しております。直近3回の開催状況は以下の通りであります。 実施日：2018年3月1日、参加者23名(2018年6月期第2四半期) 実施日：2018年9月4日、参加者45名(2018年6月期) 実施日：2019年3月1日、参加者31名(2019年6月期第2四半期) 次回予定日：2019年9月3日(2019年6月期)	なし
IR資料のホームページ掲載	https://www.syataku.co.jp/ir/index.html 投資家向け情報として記載してある内容は、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明会資料、会社説明会要旨、事業報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループを中心に、経理財務グループと連携してIRチームを設置しております。	
その他	株主様の問い合わせやインタビュー、IR説明会等の状況は経営陣にて共有しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、情報を適時、適切に開示することを規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として、次の内容を決議しており、この決議に基づき社内規程の整備、必要な組織の設置等体制の整備を実施しております。

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。2016年6月には当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定し、さらに、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」(2017年3月経済産業省)を踏まえて、2017年7月に改定いたしました。当該方針を踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして行動規範を定めて周知徹底し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する企業風土を醸成し、堅持する。コンプライアンス体制の構築・維持については、本社に担当役員を任命し、取組む。

担当役員は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及び当社子会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、社内相談・通報窓口であるホットラインと、社外通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、内部通報しやすくする環境を整備する。併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範等において反社会的勢力との関わりについて定め、情報収集や社内研修の実施を通して反社会的勢力の排除に向けて全社的に取組む。

反社会的勢力に対しては、総務部門を担当部署とし、情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関の連携強化に努め、情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

5. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策については、適切なリスクマネジメントを行うために全社的なリスク管理に関する規程を定め、必要な管理機構を整備し、リスクの抽出と評価、その対応について統合的に点検管理し改善を推進する。取締役会では、明示的に抽出されたグループ全体のリスクの状況についてモニタリングを行うとともに、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理を推進する。実態的にリスク管理する機構については、全社リスク管理委員会を担当委員会として位置付け、日常的・継続的なビジネスリスクのモニタリングを担う下部機関として部門リスク管理委員会を設置して業務執行に係る各種リスクを統合管理する。

経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

6. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては定時取締役会を月1回、当社子会社においては当該子会社の規模及び特性に応じて適時開催し、業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、当社においては経営会議を月1回以上、当社子会社においては経営会議若しくはそれに準じた会議体を適宜開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

7. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう監督を行う。

グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。

グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

また、監査役及び内部監査部門は定期的な監査を行い、必要に応じて監査役会と適切な連携をとるものとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を置き、対応することとする。

9. 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役を補助する従業員は、監査役の指示に従い業務を遂行し、当該従業員の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

10. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社及び当社子会社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査役へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。また、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用または債務を処理する。

また、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

【事業等のリスク】

1. 業務運営に係るリスクについて

社宅管理事務代行事業の事務処理は煩雑で件数も膨大なものとなり、業務運営上の事務処理リスクがともないます。また、施設総合管理事業においても管理業務上の事務リスクや不正リスクなどのオペレーショナルリスクが存在します。

当社グループでは、事務リスクの軽減を図るため、システム管理と工程別業務管理の併用により、業務基盤の整備を進めるとともに、業務管理体制の強化を図っておりますが、事務処理における事故・不正等を起こすことにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 情報保護リスクについて

当社グループは、個人番号(マイナンバー)を含む多数のお客様の個人情報をお預かりしているほか、様々な経営情報等を保有しております。これらの情報の管理については、個別事業会社毎に情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理規程を定め、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産保護に関するマネジメントシステムのPDCAサイクルを運用しております。また個人情報の管理においては、個人情報保護方針、個人情報保護基本規程を定め個人情報保護委員会を設置し、適切な運営体制を構築しております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、法的責任を課される危険性があります。また法的責任まで問われない場合でもブランドイメージの低下などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 情報システムリスクについて

当社グループは、多数のお客さまの個人情報や機密情報等をコンピュータ等により管理しており、万一の場合に備えて最大限の保守・保全の対策を講じるとともに、社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化等さまざまな対策と情報管理体制の徹底に努めております。しかしながら、未知のコンピュータウィルス等の予期できないシステム障害により、これら情報についての紛失や漏洩、改ざん等、また当社グループが提供するシステムサービスの障害発生による業務の不履行等が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金等の支払い等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 人材の確保と育成について

本格的な人口減少社会を迎え、一層の経済規模の縮小が懸念される中、当社グループは、競争力の源泉は人材であり、将来の成長と成功のためには、有能な人材の確保と育成が欠かせないものと考えております。

しかしながら、適正な人材の採用・育成・維持・確保が計画通りに進捗しなかった場合、または有能な人材が社外に流出した場合、あるいは、人材不足の対策として技術革新を活用した省力化等が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. 法制・税制の変更について

当社グループの事業は、各種法令や税制等の規制を受けており、今後、これらの規制が変更される場合や新たな規制が設けられる場合、また、業務範囲の拡大により新たな法的規制を受ける場合には、当社グループの事業展開、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6. 事業継続リスクについて

当社グループは、将来的に予測されうる大規模な自然災害、人身・物的な大事故、風評被害等、当社グループの事業継続に大きな影響を及ぼすあらゆるリスクを想定し、経営リスク管理規程や危機管理規程により、緊急対策が直ちに発動される体制を整えております。

また、これらの災害・事故等の事象を網羅的に考慮した「事業継続計画」を策定し、発生した事象の復旧に対しては速やかに対処できるよう運用しておりますが、被害そのものは完全に回避できるものではないことから、これらの事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節変動について

社宅管理事務代行事業の転勤手続きに関するサービスは、転勤者が集中する春と秋には繁忙を極めるため、オペレーターの増強で人件費負担が大きくなります。また、転勤契約手続きにともなう社宅賃貸借契約の契約金を、顧客企業に代わって当社が一時的に立替払いを行っており、その資金を銀行からの短期借入れで賄っていることから、春と秋には一時的な短期の借入れ債務が多くなるとともに、顧客企業に対しては立替払い債権が多くなります。以上のことが当社グループ業績の季節変動の原因となります。

8. 価格競争について

当社グループが展開する市場は、激しい価格競争下にあるものの、主力の社宅アウトソーシングサービスにおいては、アウトソーシングの本質である管理機能の最適化と強化を基本に、調達面を含めた価格競争とは一線を引いた独自のサービスモデルを維持するとともに、お客様のトータルコスト削減を可能とする付加価値サービスの拡充に取り組んでおります。また、マンション管理市場においては、管理費用の値下げ要請などに

対し、サービスの品質と価格の両面からバランスの取れた総合力を重視する施策を推進することで収益性向上に努めております。しかしながら、当社サービスが市場における優位性を維持できない場合や、激しい競争によって価格の下落を招いた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他、当社は「個人情報保護方針」に加え、「情報セキュリティポリシー」及び「反社会的勢力排除に向けた基本方針」を制定し、社内運用を図っております。

【個人情報保護方針】

当社は、「お客様に最高の満足を」を理念に掲げ、社宅管理・運営を中核に企業活動の一部をアウトソーシングにてお引受けするサービスを提供しております。お客様の従業員情報をはじめ、多くの個人情報をお預かりする立場として、個人情報を適切に保護、管理することが当社の事業活動を行う上で最重要事項と位置づけ、以下のとおり個人情報保護方針を定め、役員及び従業員にこれを周知し、個人情報の適切な保護に努めることを宣言いたします。

1)個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報の取扱いにおいては、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステムの要求事項」(JIS Q 15001)に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、実行いたします。

2)個人情報保護に関する法令・規範等の遵守

当社は、個人情報の取扱いに関する法令及び行政機関等が定めた条例・規範・ガイドラインを遵守します。

3)教育の実施

当社は、全役員及び従業員に対し、個人情報保護に関する継続的な教育を実施し、個人情報を安全にかつ適正に保護することの重要性を業務の中で常に認識させることに努めます。

4)個人情報の取得、利用、提供について

当社は、個人情報の取得に際しては、業務に必要な範囲内において適正に取得するとともに、その利用目的を明確にし、同意をいただいた範囲を超えての利用及び提供が行われないよう管理する措置を講じます。

5)安全管理対策の実施について

当社は、個人情報の安全管理に努め、情報の漏洩、破壊、紛失、改ざん、不正アクセス等の事故の防止に関する適切なセキュリティ対策を講じます。また、個人情報の管理について問題が発見された場合には、直ちに是正措置を講じます。

6)受託業務における個人情報の取扱いについて

当社は、業務の受託にあたっては、お預かりする個人情報の取扱基準や責任の範囲等についてお客様と協議し、契約書類に定めるとともに、その遵守に努めます。

7)見直しと継続的な改善について

当社は、本個人情報保護方針を遵守するとともに、個人情報保護マネジメントシステムの実行状況や社会情勢等を定期的に点検し、当社の取り組み活動の見直しが継続的に行われるよう万全を尽くします。

8)苦情及び相談に関する問合せ先

個人情報の取扱いに関する各種お問い合わせに対し速やかに対応させていただくため、以下の通り相談窓口を設置いたします。

日本社宅サービス株式会社 個人情報保護相談窓口 〒162-0833東京都新宿区筆筒町35 日米TIME24ビル
電話番号03-5229-8741(受付時間:月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分) e-mail:privacy@syataku.co.jp

【情報セキュリティポリシー】

当社は、「お客様に最高の満足を」を理念に掲げ、社宅管理・運営を中核に企業活動の一部をアウトソーシングにてお引受けするサービスを提供しております。

社内外を問わず全ての脅威から情報資産を保護し、安心・安全・安定したサービスをお客様にご提供し、安定した事業活動を継続してゆくことが社会的にも重要な責務であると捉え、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定め、役員及び従業員等にこれを周知し、常に情報セキュリティの向上に努めることを宣言いたします。

・管理体制

社内に情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ体制を構築します。

・法令・規範等の遵守

当社が保有する全ての情報資産の保護、及び情報セキュリティに関する法令その他の規範を遵守します。

・個人情報の保護

お客様の従業員情報をはじめ、多くの個人情報をお預かりする立場として、個人情報を適切に保護、管理することが当社の事業活動を行う上で最重要事項と位置づけ、別に個人情報保護方針を定め対応します。

・教育の実施

当社は、全役員及び従業員等に対し、情報セキュリティに関する継続的な教育を実施し、情報セキュリティ維持・向上の重要性を業務の中で常に認識させることに努めます。

・セキュリティの向上

現状に甘んじることなく、機密性・完全性・可用性の観点から常にセキュリティの向上に努めます。

・業務委託先の管理体制強化

業務委託を行う際は、当社の情報資産取り扱いにおける業務委託先としての適格性を十分に審査し、当社と同等以上のセキュリティレベルが維持できることを確認した上で業務を委託します。

・見直しと継続的な改善について

当社は、本情報セキュリティポリシーの遵守状況や社会情勢等を定期的に点検し、当社の取り組み活動の見直しが継続的に行われるよう万全を尽くします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について

当社グループは、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

さらに、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与も排除します。

1) 対応部署の設置

総務グループを対応部署とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し、対応します。

2) 外部の専門機関との連携

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務グループ管掌取締役が担当として、反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。

4) 研修・教育活動の実施

行動規範・人権、コンプライアンスに関する研修など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス強化による企業価値の最大化

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。

また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。

さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

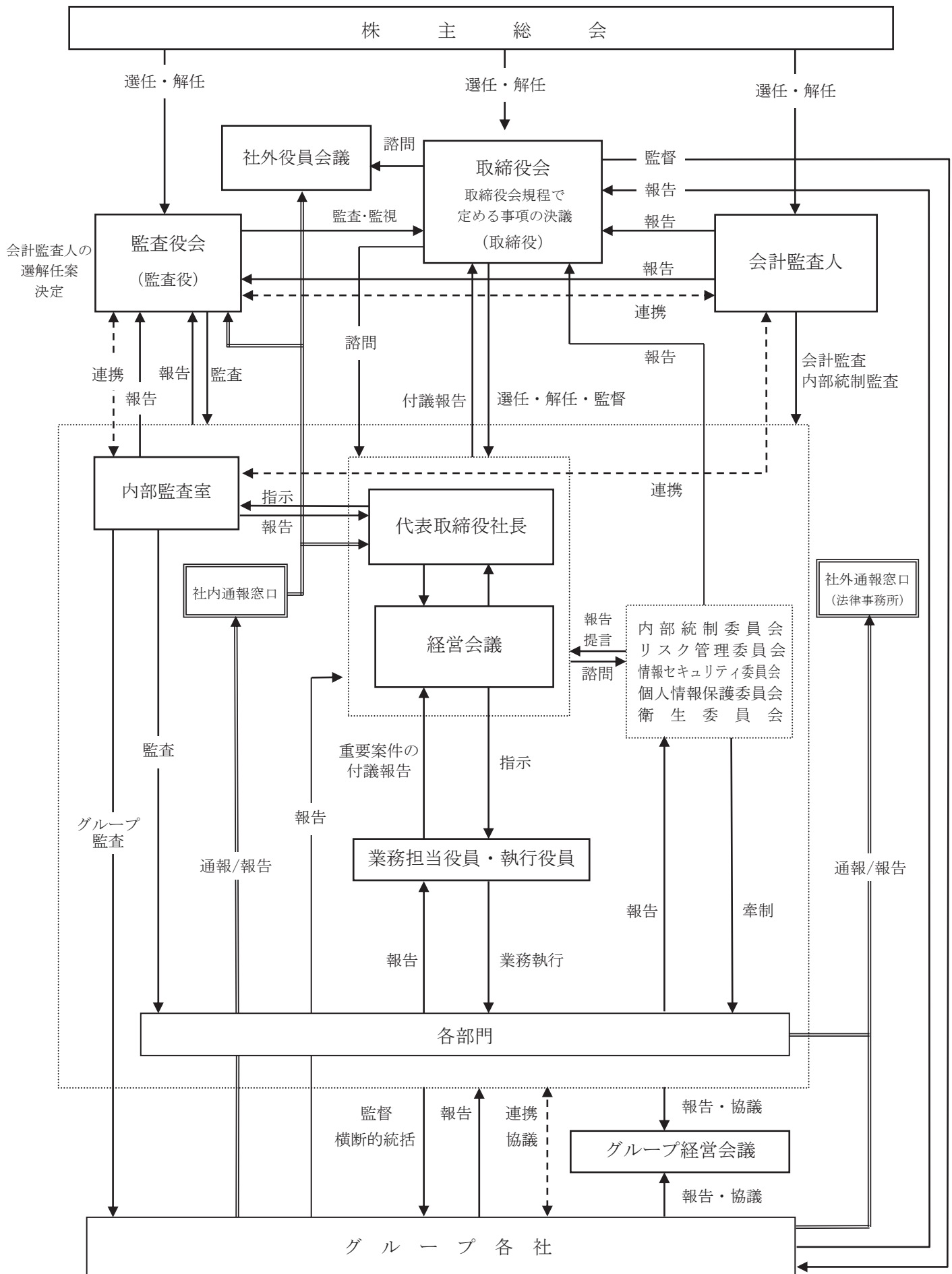
当社は、「お客様に最高の満足と集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかる」という存在理念のもと、持続的な成長と企業市民としての社会的な存在価値及び中長期的な企業価値を向上させることを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。

当該方針を踏まえ、会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

上記基本方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

https://www.syataku.co.jp/pdf/governance_20181214.pdf

当社の内部統制の概要図



社内のディスクロージャー体制図

